

## 資料7(正誤表)

ページ	項目	誤	正
表紙	計画の名称	熊本市障がい者プラン	(仮称)熊本市障がい者生活プラン
P2	1.計画策定の趣旨	本市においては、未曾有の被害をもたらした…一部改正を受け、 <u>今後も障がいのある人を取り巻く環境は変化していきます。</u>	本市においては、未曾有の被害をもたらした…一部改正を受け、 <u>障がいのある人を取り巻く環境の変化に適切に対応した施策の充実に取り組んでいかなければなりません。</u>
P3	3.計画の基本目標	3つの基本目標の提示のみ	基本目標には、関連する検証指標を設けることで、計画の達成状況を明確にします。 (指標詳細は最終ページ参照)
P11	①障がい者サポーター制度による理解啓発	障がい者サポーター研修を開催し、様々な障がいの特性やその配慮方法について啓発を行うとともに、障がい者サポーターの輪を広げ「共生社会」の理念の普及を推進します。	障がい者サポーター研修を開催し、様々な障がいの特性やその配慮方法について啓発を行い、障がい者サポーターの輪を広げていきます。
P12	⑥発達障がいについての理解促進	……発達障がいについての正しい理解の促進に努めます。	……発達障がいについての正しい理解の促進に努めます。 <u>また、講演会や研修事業を行い、発達障がいの特性理解や配慮方法を周知啓発していきます。</u>
P12	⑦ヘルプマークやヘルプカードの普及	ヘルプマーク※や、災害時などのいざという時に必要な配慮事項を記載したヘルプカードの周知・普及を通じて、外見から分かりづらい障がいや病気を持つ人への理解促進を図ります。	ヘルプマーク※や、災害時などのいざという時に必要な配慮事項を記載したヘルプカードの周知・普及を通じて、外見から分かりづらい <u>障がいのある人への理解促進を図ります。</u>
P13	④虐待防止に関する取り組み	障がいのある人に対する虐待に関する通報等の受け付けや、 <u>虐待に関する啓発活動を行うなど、障がい者虐待の防止とその解消を図ります。</u>	障がいのある人に対する虐待に関する通報等の受け付けや、 <u>虐待に関する啓発活動、障害福祉サービスを実施する事業者に対しては指導の強化を行い、障がい者虐待の防止とその解消を図ります。</u>

ページ	項目	誤	正
P16	②行政サービス等における合理的配慮の徹底・職員採用時の合理的配慮	市職員採用試験の際は、障がいのある人に配慮した環境整備を行います。また、採用後は職場環境改善や職員の理解啓発を行い、働きやすい条件整備に努めます。	市職員採用試験の際は、障がいのある人に配慮した対応に努めます。また、採用後は職場環境の改善や職員の理解啓発により、働きやすい条件整備を行います。
P18	④高齢の障がい者に対する支援	高齢の障がい者が必要な支援を受けられるよう、ささえりあ等の関係機関との連携に努めます。	高齢の障がい者が必要な支援を受けられるよう、地域包括支援センター(通称「高齢者支援センターささえりあ」)等の関係機関との連携に努めます。
P18 P19	①地域生活支援拠点等の整備 ⑥家族に対する支援	親亡き後	※親が存命中でも頼れなくなる状況があることを踏まえ下記のとおり修正  親なき後
P19	①障害福祉サービス等の円滑な提供	熊本市障がい福祉計画・熊本市障がい児福祉計画に基づいて、計画的に進めていきます。	熊本市障がい福祉計画・熊本市障がい児福祉計画に基づいて、計画的に進めていきます。さらに、多核連携都市の実現のため、整備する施設の選定にあたっては、「熊本市立地適正化計画」についても考慮するものとします。
P20	1-4 精神障がいに対応した地域包括ケアシステムの構築	-	用語解説を追加 ※精神障がい者に対応した地域包括ケアシステム…精神障がい者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしができるよう、医療、障害福祉サービス・介護、住まい、社会参加(就労)、地域助け合い、教育が包括的に確保された支援・サービス提供体制のこと
P20	④介護分野の人材不足への対応	……魅力ややりがいの啓発を推進します。	……魅力ややりがいの啓発を推進します。また、介護職員実務者研修を通じて人材の育成と確保を行います。
P22.23	施策の方向性 2-1	2-1 ライフステージに応じた支援体制の充実	2-1 ライフステージに応じた切れ目のない支援体制の充実

ページ	項目	誤	正
P23	③成人期への移行支援	熊本市障がい者就労・生活支援センターや熊本市発達障がい者支援センター、ハローワークなどの関係機関と連携し、卒業後の就労に向けた支援を行います。	ハローワークなどの関係機関や熊本市障がい者就労・生活支援センター及び熊本市発達障がい者支援センターが連携し、卒業後の就労に向けた支援を行います。
P23	④家族に対する支援	障がいのある子どもの家族に対する心理的ケアと家庭における子育ての支援を進めるため、保護者同士が相互に交流し情報交換できる場を提供します。保護者が子どもの障がい特性を理解し、その支援方法を学ぶことを目的に、ペアレントプログラムやペアレントトレーニングを実施します。	保護者が子どもの障がい特性や子育ての方法を学べる場を提供し、初期の保護者支援を行います。子育ての難しさを感じる保護者が、子どもの行動の理解の仕方を学び、楽しく子育てをする自信をつけることを目的としたペアレントプログラムや、保護者が子どもの障がい特性を理解し、適切な対応をするための知識や方法を学ぶペアレントトレーニングを実施します。
P24	②地域療育体制の整備	地域で通いながら生活訓練や支援を受けることができるように、各施設や医療機関、相談窓口等の連携を深めます。さらに、障害児等療育支援事業や子ども発達支援センターの活用により、支援のための関係機関のネットワーク化を推進します。	地域で通いながら生活訓練や支援を受けることができるように、障害児等療育支援事業を活用し、家庭や施設における在宅支援を充実していきます。さらに、子ども発達支援センターとの連携により、支援のための関係機関のネットワーク化を推進します。
P24	⑥児童発達支援センターの機能充実	また、子ども発達支援センターとの連携を強化して、地域の児童発達支援事業所等へ後方支援することにより、療育機能の質の向上を図ります。	下線部削除
P25	②教育相談体制の充実	また、障がいの状態に応じた適切な就学を支援するため、教育相談室と子ども発達支援センター等が連携して、発達や就学に関する相談を実施します。更に特別な支援が必要な子どもや希望するすべての保護者を対象に、特別支援学級等にかかる就学説明会を各区で実施し、情報提供の充実を図ります。	下線部削除
P25	③就学支援委員会	就学支援委員会において、保護者の意見を踏まえながら、発達障がいを含め、障がいのある児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた、適切な就学のための審議を行います。	下線部削除

ページ	項目	誤	正
P25	⑥進路指導の充実	一人ひとりの児童生徒の特性に応じた適切な進路を保障するため、教育、福祉、労働分野等の関係機関と連携を図りながら、児童生徒の社会的自立に向けた支援に取り組むなど、進路指導のより一層の充実を図ります。	下線部削除
P26	①子ども発達支援センターによる支援	……個々の状況に応じた支援を行います。 <u>診断告知を求められた場合には、細心の配慮を行い、円滑な社会生活を促進する支援、二次障がいを起こさないようにする支援に努めます。</u>	下線部削除
P26	②発達障がい者支援センターによる支援	<u>発達障がいやその疑いのある子どもやその家族に対し、発達相談、就労相談を行います。</u>	発達障がいのある子ども及びその家族に対し、 <u>相談支援、発達支援、就労支援</u> を行います。
P29	①難病対策の推進	難病の患者に対する医療等に関する法律に基づく <u>難病対策地域協議会を設置し、地域の関係機関(者)、専門医療機関やかかりつけ医、熊本県難病相談・支援センター等との連携を図ります。</u>	難病の患者に対する医療等に関する法律に基づき、 <u>指定される指定難病について、患者の負担を軽減するため医療費の助成を行うとともに、難病対策地域協議会を設置し、地域の関係機関(者)、専門医療機関やかかりつけ医、熊本県難病相談・支援センター等との連携を図ります。</u>
P30	⑤高次脳機能障がいへの対応	高次脳機能障がいの相談があった場合、熊本県高次脳機能障害支援センター及び医療機関と連携し、 <u>専門相談への対応を図ります。</u>	高次脳機能障がいの相談があった場合、熊本県高次脳機能障害支援センター及び医療機関と連携し、 <u>相談対応に努めます。</u>
P32	③公共機関での障がい者雇用の促進	市における障がい者雇用について、 <u>法定雇用率以上の採用に努めるとともに、障がい者が有する能力を有効に発揮できるよう、働きやすい職場環境の整備に取り組めます。</u>	市における障がい者雇用については、 <u>法定雇用率を達成します。さらに、法定雇用率以上の採用に努めるとともに、障がい者が有する能力を有効に発揮できるよう、働きやすい職場環境の整備に取り組めます。</u>

ページ	項目	誤	正
P33	④福祉と農業の連携の検討	農業分野における障がいのある人の就労支援(農福連携)を推進するため、必要な取り組みを検討します。	野菜の袋詰め等、農福連携に取り組んでいる事例を参考にしながら、農業法人等と障がいのある人の就労支援機関が連携する体制を構築するなど、農業分野における障がいのある人の就労(農福連携)を推進するための具体的な取組を検討します。
P36	■現状と課題	(3行目) ……支援の体制を強化することが求められます。熊本市が実施した……	……支援の体制を強化することが求められます。熊本地震を教訓に、熊本市では地域防災計画を見直し、避難所開設運営マニュアルの策定や、地域住民・避難所担当職員・施設管理者で構成される校区防災連絡会の設置を推進するなど、地域における避難支援体制の構築、充実にに向けた取り組みを進めています。 一方で、熊本市が実施した……
P37	⑤災害時の避難所における支援体制の整備	<u>災害発生時の避難所においては、熊本市避難所開設・運営マニュアルに基づき、配慮が必要な人の支援情報を早急に把握し、専用スペースの設置や、障がいの特性に応じた配慮に努めます。</u>	<u>災害発生時には、熊本市避難所開設運営マニュアルや、それを基に各地域の実情にあわせて作成される避難所運営マニュアル等の活用により、配慮が必要な人の支援情報を早急に把握し、専用スペースの設置等、障がいの特性に応じた配慮や支援の円滑な提供に努めます。</u>
P38	③消費者トラブルの未然防止	<u>障がいのある人を狙った消費者トラブルについて、被害の未然防止と早期発見による被害拡大防止を図るため、相談窓口での相談・支援を行います。また、必要に応じて成年後見制度や権利擁護事業の利用促進を図ります。</u>	<u>障がいのある人を狙った消費者トラブルの未然防止と早期発見による被害拡大防止を図るため、情報提供や助言、あっせん等による相談対応を行います。また、相談者の状況に応じた成年後見制度の活用を図ります。</u>